

平成24年10月22日

各 位

株式会社 紀陽銀行

株式会社朝日信託との相続関連業務に関する提携について

株式会社紀陽銀行（頭取：片山博臣）では、平成24年10月22日より株式会社朝日信託と、相続関連業務に関する提携契約を締結しましたのでお知らせいたします。

今回の提携により、お客様の相続関連に関する幅広い相談ニーズに対して的確なサポートを実現します。

紀陽銀行では、今後も幅広いお客様のニーズにお応えするため、商品の開発やサービスの提供につとめてまいります。

記

1. 目的

高齢化社会の進展等により、遺言や相続については富裕者層のみならず広く一般的にも関心が高まっています。このような状況の中、弁護士、公認会計士、税理士といった専門家を多く有している個人信託の専門会社である株式会社朝日信託と提携することにより、同社の専門知識とノウハウを活用し、相続に関するさまざまなご相談に対してよりの確なサポートを実現します。

2. 提携内容

(1) 遺言信託業務

遺言書の作成のための事前相談から始まり、公正証書遺言の正本をお預かりする遺言書の保管業務および遺言執行者として各種手続を行います。

(2) 遺産整理業務

信託会社が代理人となって資産の調査、目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産の配分、債務の履行などの遺産の整理を行います。

(3) 資産承継プランニング業務

将来の円滑な資産承継を目的に、財産のコンサルティングを行います。

3. サービス開始日

平成24年10月22日（月）

以上